

# **指定第一号通所事業 重要事項説明書**

## 1. 事業者

法 人 名 宮崎医療生活協同組合  
所 在 地 宮崎市大島町天神前 1175 番地 3  
電 話 番 号 0985-23-7168  
代表者氏名 理事長 遠藤 豊

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称

デイサービスこのはな

### (2) 事業所の種類等

指定居宅サービス事業者

サービスの種類 指定第一号通所事業

介護保険事業所番号 4570103582

開設年月日 平成 22 年 6 月 1 日

### (3) 事業所の所在地・電話番号

宮崎市大字熊野 1613 番地

080-2750-8090

### (4) 管理者

黒木 優一

### (5) 事業所の目的

宮崎医療生活協同組合が開設するデイサービス和知川原が行う指定第一号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定第一号通所事業を提供することを目的とする

### (6) 事業所の運営方針

①第一号通所事業従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることをめざす

②事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める

#### (7) 利用定員

1日12名

### 3. 事業実地地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の実施地域

宮崎市（佐土原、田野、高岡、住吉を除く）

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12/30～1/3 を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
サービス提供時間	午前9時30分～午後3時45分

### 4. 職員の配置状況 \*職員配置については、指導基準を遵守しています

職種	員数	職務内容
管理者	1名兼務	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	2名以上兼務	通所介護利用等に関する相談及び調整を行う 日常生活に関する相談及びアドバイスを行う
介護職員	4名以上	必要な身体の清拭・洗体、排泄介助、食事介助等の身体介護を行う
看護職員	1名以上兼務	健康状態を常に把握し、保健衛生管理、健康管理に関する業務を行う
機能訓練指導員	1名以上兼務	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導及び助言を行う

### 5. 提供するサービスの内容

当事業所が提供するサービスは、指定居宅介護支援事業者又はご利用者本人が作成した居宅サービス計画書に基づき、次にかかげるサービスを内容とする第一号通所事業計画を作成した上でご利用者及びご家族に説明した内容で提供いたします。

#### ①入浴サービス

- ②食事サービス
- ③生活、身体、介護に関する相談援助、助言、指導
- ④個別機能訓練・日常生活動作訓練（レクリエーション含む）
- ⑤健康チェック
- ⑥送迎サービス
- ⑦家族、関係機関との連絡調整

## 6. 利用料その他の費用の額及び支払い方法

＜サービス利用料金＞（1回につき）

「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
通所型サービス費	1798	3621
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	88	176
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	総単位数 ×0.092	

＜その他の費用＞

- \* 昼食代 600円
- \* 通常の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から1キロメートル毎に20円を乗じた額とします
- \* オムツ代 実費
- \* 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に関わる費用
- \* 利用者の希望によって教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に関わる費用
- \* 利用の中止や変更の場合は、前日までに申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、利用の中止や変更の場合は、前日まで

に申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として200円をお支払いいただく場合があります。(体調不良などやむを得ない場合は、この限りではありません)

#### <利用料金の支払い方法>

毎月10日以降に前月分の請求書を発行しますので、月末までに窓口にてお支払いください。銀行引き落としをご希望の方、窓口での支払いが困難な方はご相談ください。

### 7. 緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、ご家族・居宅介護支援事業所等へ連絡します。

### 8. サービス内容に関する相談・苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、お気軽にお申し出ください。迅速に対応いたします。

(1) 苦情窓口 デイサービスこのはな  
管理者 黒木 優一  
電話 080-2750-8090

(2) その他苦情受付機関  
宮崎市介護保険課 0985-21-1777  
宮崎県国民健康保険団体連合会 0985-35-5301

### 9. 事故発生時の対応

万が一、ご利用者が利用中に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者のご家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

### 10. 非常時災害対策

事業所は、非常災害その他の緊迫の事態に備え常に関係機関と連絡を密に

し、とるべき処置についてあらかじめ消防計画等の対策を立てて年2回利用者及び事業所の訓練を行います。

### **1.1. 感染対策の強化**

事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練を実施します。

### **1.2. 業務継続に向けた取り組みの強化**

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を実施します。

### **1.3. 高齢者虐待防止の推進**

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又は、その再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施します。また、担当者がこれから措置を適切に実施するようにすすめ、管理者が担当します。

### **1.4. 身体拘束適正化**

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を抑制する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### **1.5. ハラスメント対策の強化**

事業所は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものを許容せず、必要な措置を講じます。

利用者、または家族、身元保証人等から、事業所及び職員に対して故意に暴言・暴力行為等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合、サービス利用の中止、契約の解除を行う場合があります。

### **1.6. その他**

\*業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、指定通所介護事業者

でなくなった後においてもこれらの情報を漏らすことはありません。  
＊高齢者虐待防止法を遵守するために研修等を行い、措置を講じます。

指定第一号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所

所在地 宮崎市大字熊野 1613

名 称 デイサービスこのはな

令和 年 月 日

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、事業者からデイサービスこのはなについての重要事項および運営規程の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

住所

(代理人) 氏名 \_\_\_\_\_

続柄 ( )

住所